

## 様式第1号（第12第2項）

### 令和2年度 地域公共交通に係るカルテ等作成業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年5月11日

企画振興部 交通政策課長

#### 1 業務の概要

##### （1）業務名

令和2年度 地域公共交通に係るカルテ等作成業務

##### （2）業務の目的

県内事業者の路線バスや市町村のコミュニティバス等の維持はさらに厳しさを増すことが想定され、地域交通ネットワークの再構築を進めていくことが求められていることから、長野県内のバス路線について、地域住民の目にも見えやすい形で定量的なデータを収集、分析したカルテを作成し、地域公共交通の最適化に寄与することを目的とします。

##### （3）業務内容

###### ① データの集計・分析

別添仕様書（案）に掲げた項目の収集を基本とし、不足データの扱いや追加データの補完などについては発注者と協議のうえ決定する。

###### ② 課題の抽出及び改善方策の検討

①の分析結果を受けて、地域公共交通に関する課題を各路線及び対象地域に対してとりまとめる。また、課題に対する改善方策を検討する。

###### ③ カルテの作成

①、②の内容をとりまとめ、1路線につきA3版1枚程度で結果を一覧できるカルテを作成する。カルテは地域現況データを重ね合わせるなどして、視覚的にわかりやすいものとするほか、他路線との比較が行いやすいように工夫する。

###### ④ 調査報告書の作成

①、②の内容について、カルテに記載しないものも含めて、全体を総括した報告書を作成する。

###### ⑤ 会議への対応

③、④で作成したカルテ、調査報告書を用いて行われる検討会と地域振興局出席者会議に必要な応じて出席し、資料説明や質疑等への対応をするとともに、出席者の求めに応じて追加資料などの提示を行う。

また、会議を経る中で修正が必要となった場合はカルテ等の修正を行い、3月末までに最終版の成果品を提出する。

##### （4）仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

※ 仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 本業務の全体計画、工程
- イ カルテ、報告書の項目、デザイン案
- ウ 各項目のデータ収集における具体的手法
- エ カルテ作成後の進行、解決策の案

(6) 業務の実施場所

- ① 佐久地域振興局管内（小諸市 佐久市 北佐久郡 南佐久郡）
- ② 上田地域振興局管内（上田市 東御市 小県郡）
- ③ 諏訪地域振興局管内（岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡）
- ④ 松本地域振興局管内（松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡）

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和3年3月31日

(8) 費用の上限額 4,708,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年長野県告示第588号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付されている者であること。
- (8) 過去5年以内に地域公共交通網形成計画策定業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (9) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1及び2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企画振興部交通政策課交通企画係
電話	026-235-7015
ファックス	026-235-7396
メール	kotsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年5月21日 午後5時(必着)(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに企画振興部交通政策課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により企画振興部交通政策課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により企画振興部交通政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 令和2年6月4日までに業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 企画振興部交通政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年6月8日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

企画提案書(『1(5) 企画提案を求める具体的内容の項目』の内容がわかるもの)、会社概要又は会社概要のパンフレット、経費の見積書(任意の様式)

(2) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

企画提案書等については自由様式

(3) 提出書類記載上の留意事項

- ① 経費の見積書は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 当該業務の一部を再委託する場合はその内容が分かる記載をすること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年6月11日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4) に同じ。
- ③ 提出部数 企画提案書 5部  
会社概要又は会社概要のパンフレット 1部  
経費の見積書(任意の様式) 1部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに企画振興部交通政策課に到達したものに限り  
ます。  
郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認して  
ください。

## (6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	審査内容	配点
1 業務の内容	・業務目的、仕様書の内容を満たした提案となっていること。 ・調査手法や調査項目の設定が業務目的を実現する上で、有効であること。	45
2 業務の実施体制	・業務を適切に行うことができる体制が整っていること。	15
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	・業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等が十分であること。	15
4 業務に要する経費及びその内訳	・業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられていること。	15
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	・全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であること。 ・関係機関等との円滑な連携が期待できること。	10
合 計		100

## (7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点（6(6)のとおり）の合計点について最高点となった者を選定します。なお、審査の結果、最高点となった者について、各審査委員がつけた評価点で100点満点中60点以下のものがあつた場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所  
日時 | 令和2年6月12日 午前10時～（予定）  
場所 | 長野県庁会議室（予定）  
※正式に決定した後、各応募者別途通知します。

## (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企画振興部交通政策課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかつた旨及び選定しなかつた理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により企画振興部交通政策課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部交通政策課において閲覧に供します。

#### (9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により企画振興部交通政策課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

#### (10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

### 7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

### 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により企画振興部交通政策課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部交通政策課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県企画振興部交通政策課交通企画係  
電話 026-235-7015  
ファックス 026-235-7396  
メール kotsu@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。